

東日本大震災により被災された皆様へ（第6報）

このたび、東日本大震災により被災された方の一部負担金等免除の取り扱いについて、厚生労働省から通知がありましたので、当健康保険組合の措置について下記のとおりお知らせします。

記

1 福島原発事故による警戒区域等の住民の方の窓口負担免除について

福島原発事故による警戒区域等の住民の方（震災発生後、他市町村へ転出された方を含む）を対象とする国の一部負担金免除措置がさらに1年間延長され、平成26年2月28日までとなりました。

*警戒区域等とは、警戒区域・計画的避難区域・旧緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点（ホットスポット）に指定された区域等をいいます。

2 福島原発事故以外の東日本大震災に被災された方の窓口負担免除について

当健康保険組合の措置として、上記1に該当する方を除く東日本大震災により住家が全半壊された方は平成25年2月28日まで一部負担金の免除措置を行っておりますが、これを1年間延長し平成26年2月28日までとします。

※ただし、以下の自己負担額の免除はありません。（平成24年2月29日で免除終了しています。）

- ・入院時の食事・生活療養費の自己負担額
- ・健康保険証を窓口で提出できず全額自己負担した診療費や前の資格で受診した診療費
- ・柔道整復師、あんま・マッサージ、はりきゅうの施術費
- ・治療用装具、海外療養費など

3 免除申請について

新たに免除申請をされる場合、手続き等の詳細は平成23年6月2日付通知「東日本大震災により被災された皆様へ（第3報）」または当健康保険組合WEBページ新着情報2011.6.13をご覧ください、添付の免除申請書に災証明書等を添付して当健康保険組合まで送付してください。

お問い合わせ 近畿電子産業健康保険組合 震災免除担当